

## 当社ファンドのデリバティブ取引等に係る管理方法について

この書面は、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第27条の3に規定する「デリバティブ取引に係る投資制限に関するリスク管理方法の開示」に基づき、あおぞら投信株式会社（以下「当社」といいます。）が、その「基本的な考え」と「リスク管理方法」を定め公表いたします。

### 1.基本的な考え

当社は、デリバティブ取引等（内閣府令第130条第1項第8号に規定するデリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）をいいます。）に係る投資を管理する方法については、次に掲げるリスク管理方法を定め、内閣府令の禁止行為に該当することのないよう適正に管理・運営するものとします。

### 2.リスク管理方法

(1) **ヘッジ目的のためにのみ**デリバティブ取引等の投資指図を行う場合、以下に掲げる方法によります。

リスク管理方法：簡便法

簡便法とは：各デリバティブ取引等の想定元本が投資信託財産の純資産総額を超えないように管理する方法。

#### ●該当する投資信託

§ あおぞら・マネー・マザーファンド

§ あおぞら・マネーファンド（適格機関投資家専用）

(2) **ヘッジ目的以外**でデリバティブ取引等の投資指図を行う場合（一の投資信託において、デリバティブ取引等をヘッジ目的とヘッジ目的以外の目的で投資指図する場合を含む。）、以下に掲げる方法のいずれかを選択します。

注) 現時点で、当社が運用する投資信託においてヘッジ目的以外でデリバティブ取引等の投資指図を行う投資信託が該当しません。該当する投資信託の運用を開始する場合には、下記①②のいずれかを予め選択し、適正に管理することとし、また速やかに公表することとします。

リスク管理方法：① 標準的方式 ② VaR方式

標準的方式とは：金融商品取引業者に対する自己資本比率規制（「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」をいう。）における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、標準的方式の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が、投資信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理する方法。

VaR方式とは：金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（VaR方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が、投資信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理する方法。

2014年12月1日